

# 美しい景観と快適で質の高い道空間創出のための方向性調査

## Fundamental study for forming fine road scenes and comfortable road space

(研究期間 平成 17～19 年度)

環境研究部 道路環境研究室 室長 並河 良治  
Environment Department Road Environment Division Head Yoshiharu NAMIKAWA  
主任研究官 曾根 真理  
Senior Researcher Shinri SONE  
研究官 足立 文玄  
Researcher Fumiharu ADACHI

Recently, the landscape law have been established in our country, and inhabitants are more conscious of the landscape. This study investigated design and condition of previous ventilation towers to take the landscape into account as one of the most important items. As a result, it became clear that decision process of design and position deliberating the landscape in the process is important.

### [研究目的及び経緯]

平成 15 年 7 月に国土交通省より「美しい国づくり政策大綱」が策定され美しい景観づくりのための基本的考え方や具体的な施策が示された。また、平成 16 年 12 月には景観に関する我が国初めての総合的な法律として「景観法」が施行され、景観計画の策定や景観協定に関する規定などが定められた。今後は、これらの政策・法律を活用することによって、景観に配慮した社会資本整備が進められていくとともに、既存の美しい景観についても保全・維持が図られていくことになる。

本研究は道路景観形成に向けた新たな施策・制度を検討するための基礎資料として活用することを目的としている。本年度は環境アセスメントの対象外とされることも多いが道路周辺の住民から問題視されることが多い換気塔の景観を対象として研究を行う。

### [研究内容]

#### 1. 換気塔事例調査

全国の既存の換気塔施設の中から特徴的なものについて調査を行った。また、換気塔のデザインに従事した経験のあるデザイナーに対して、デザイン上の留意点やデザインにおける制約、工夫などについてヒアリングを行った。

#### 2. 有識者検討会

道路構造物の修景方法について研究を実施している研究者へのヒアリングを実施するとともに、これらの

研究者を集めて検討会を行い、換気塔の修景方法について整理を行った。

### [研究成果]

#### 1. 換気塔調査結果

全国の換気塔の中から特徴のあるものを 9 箇所選定し、事例調査を行った。その調査結果より以下のことが明らかとなった。

#### <換気塔の景観デザインの実態>

- 多くの換気塔は、目立たせないことや周辺の建築物に似せることなどに重点をおいてデザインが行われている。
- 環境対策上の構造が最初に決定され、景観配慮は最終段階で行われることが多い。
- 換気塔の景観については、環境アセスメントの対象とならないことが多い(これまでに対象となったのは 3 例)。

#### <問題認識>

- 技術基準上は構造・デザインなどについてそれほど制約はない。
- 道路デザイン指針では、換気塔に対して特に説明は行っていないが、趣旨に従えば早い段階より景観デザインを考慮していくべきである。
- 人目に触れる場所に立つため、都市景観に与える影響は大きい。

環八井荻トンネルおよび首都高中央環状新宿線に

おけるデザイン経験のあるデザイナーに対して、デザイン上の留意点やデザインにおける制約、工夫などについてヒアリングを実施した。結果の概要は下記のとおりである。

- 管理施設（換気所）については、各セクションの要望がバラバラであった。本来、調整する人が必要。それがあれば、よりコンパクトにできるのではないかな。
- 形の自由度はあるが、公共デザインは、アートとは違う。多くの人々から評価を受けなければならない。地域性や見え方に配慮しなければならない。
- デザインをするときに、将来的な「慣れ」を考慮するのは難しい。井荻の事例で良かったのは、地域住民の理解を深めるために、現場近くにインフォメーションセンターを設置し、比較案を模型で提示するなど、情報を公開していたことである。
- 換気の技術や地域の自然環境を活かしたデザインが出来ればよいと思うが、現状は与えられた条件でのデザインとなっている。技術の専門家と形のやりとりができれば本当はよいと思う。土木の世界では分業された分野をまとめることが非常に難しくなっている。各分野の要望が多く、施設が大きくなる傾向にある。
- コンサルタントと協働することが多いが、発注者を介するため、直接話す機会が少ないので、協力しながら実施することは難しい。
- 後々に管理する人がいるため、管理面での配慮も重要である。

## 2. 有識者検討会の結果

2回の討論会、ヒアリングでの結果について以下に示すとおりとなった。

- 車社会の価値観と換気塔に対する人々の評価の捉え方を整理していく必要がある。
- 道路を地下化して望ましい状況もある。そもそも換気塔が「ありがた施設」になるのか「めいわく施設」になるのかの問題点もある。
- 換気塔の決め方、考え方の善し悪し、デザインの善し悪しの評価は必要である。
- 換気塔を設計するにあたって、設備性能等一般的に設計の条件となってしまう事項を変更するためにはどのような手続きが必要なのかは計画決定のプロセス等に関わることである。
- 当面の勉強としては、事例収集と考え方をまとめてみて、決定のプロセスと問題点を探ることが必要であると思われる。
- 現状では困難だが、技術や地域の自然環境を活かし

たデザインができればよいと思う。設備設計の専門家と形のやりとりができることが望まれる。

- 機能を見せ・活かし、機能を高めるデザインも在り得る。
- 社会的な「意味性（社会と環境の関係等）」を見せるデザインも在り得る。
- デザインの社会的な意志決定プロセスが重要。プロセスの過程で、景観の占める位置を明確にすることも重要。
- 時間軸を意識したデザインが必要である。

## 3. 今後の課題

換気塔の景観に関して問題点となるのは以下の3点であると考えられるため、今後重点的に調査検討を実施する。

- ・ 既存事例における景観への配慮は、設計の最終段階でなされ、十分なデザインの検討が行われた事例がない。
- ・ 換気塔デザインの方向性に関する知見が蓄積されていない。
- ・ 設計者の選定やデザインそのものについて競争システムが導入されていない。

また、これらの調査結果を基にして、有識者検討会において以下の成果をだすことを目標において検討を行う。

- ・ 設計の早い段階から景観配慮の要素を組み込むべく、道路管理者を説得するための資料を作成する。
- ・ 早い段階から景観に配慮することにより、かえって事業の進捗が早まることの説明資料を作成する。
- ・ 換気塔を然るべく塔としてのデザインできる余地を示す。

## [成果の活用]

今後、換気塔の設置がなされる場合の整備方針、デザイン検討、決定のプロセス改善に反映させる。

# 後世に残す美しい国づくりのための評価・事業推進手法

Evaluation methods of road scenes and promotion methods for sustainable road scenes

(研究期間 平成 16～19 年度)

環境研究部 道路環境研究室 室長 並河 良治  
Environment Department Road Environment Division Head Yoshiharu NAMIKAWA  
主任研究官 曾根 真理  
Senior Researcher Shinri SONE  
研究官 足立 文玄  
Researcher Fumiharu ADACHI

Recently, the law about the landscape have been establishing in our country. Along with this, though they are considering fine road scenes in each place, there are how many subjects. The commercial billboards nearly the roadside as one of the biggest factor make views from the road worse. So this study considered removal and improvement plan of the commercial billboards for the purpose of forming fine views.

## [研究目的及び経緯]

国土交通省においては、平成15年7月に魅力ある美しい国づくりの実現に向けた国土交通行政を行っていくための基本方針として、「美しい国づくり政策大綱」をとりまとめた。また、平成16年12月には、景観に関する我が国初めての総合的な法律として景観法が一部を除いて施行され、景観計画の策定や景観協定に関する規定などが定められている。今後、景観法を活用した良好な景観の整備が促進されることが望まれている。

本研究は、我が国における良好な道路景観の形成及び保全に資する新たな施策を提案することを目的として、国内外における道路景観形成の取組み、実施状況、制度等を整理するとともに、道路景観を構成する要素の中で特に景観阻害要因としての影響が大きい屋外広告物の撤去・改善に向けて、効果的・効率的な制度を検討するものである。初年度は、国内外における道路景観形成の取組み・施策に関し内容、実施状況、関連する制度等を調査するとともに、道路景観評価のための指標の整理を行った。今年度は前年度の調査結果を元に、道路景観を構成する要素の中で特に景観阻害要因としての影響が大きく、規制やコントロールによる効果が大きい屋外広告物についての撤去・改善に向けた検討を行うものである。

## [研究内容]

### 1. 道路機能と屋外広告物の特性整理

道路機能の特性を整理した後、道路景観構成要素に

よる景観阻害について、特に屋外広告物を検討対象として重要視すべきことを明らかにした。また、道路機能と屋外広告物の機能的特性の関係について、地域性等も踏まえて整理し、必要性・必然性等の観点から除却・改善対象となる広告物の分類を行った。

### 2. 屋外広告物の現地調査

屋外広告物の除却・改善の根拠づくりに必要となる現状写真を撮影することに重点を置き、1. で整理した屋外広告物の機能の確認や必要性・不必要性の根拠となる情報の収集を行った。

### 3. 法律・条例等の調査

屋外広告物等の規制について、その現状を把握するとともに、道路の景観や安全で円滑な交通を阻害する屋外広告物の除却・改善の根拠を得るため、法律及び条例等を調査した。

### 4. 道路景観に関する既往研究の調査

道路景観について、屋外広告物の除却・改善の根拠を抽出することに重点を置き、景観形成への影響に関する既往研究を調査した。また、屋外広告物業者等に対し、屋外広告物の除却事例等に関してヒアリングを行った。

### 5. 屋外広告物等の除却・改善の方策検討

上記の調査結果を踏まえて、不適切な屋外広告物の除却・改善のための方針案を設定するとともに、除却・

改善の方策を検討し、実際の除却・改善の事業化へ向けての課題点を整理した。

【研究成果】

1. 除却・改善対象となる屋外広告物の類型化

屋外広告物の特性や法律・条例の調査の結果より、除却・改善の基準となる項目を整理し、除却・改善へ向けての方策が実践的に展開できると考えられる屋外広告物を以下の条件で整理した。

- ・ 広告物としての機能を果たしていない
- ・ 道路の交通機能（主に安全や円滑化）を阻害している
- ・ 道路の良好な景観を阻害しており、除却の賛同が得られる可能性が高い

除却・改善の根拠となる基準の適用を容易にするため、上記で示した屋外広告物を法令調査や現地調査結果を踏まえ、図-1のように類型整理した。

着目点1 信号・標識阻害	着目点2 通行への危険性	着目点3 案内誘導の混乱
1-1. 信号に類似、または効用を妨げるもの 	一般広告物 2-1. 管理者不在で放置されているもの 	2-5. 交通視距を妨げるもの 
1-2. 警戒・規制・指示標識との類似、または効用を妨げるもの 	2-2. 構造に不備があるもの 	2-6. 誘目性が非常に高いもの 
1-3. 案内標識との類似、または効用を妨げるもの 	2-3. 道路上に突き出ているもの 	簡易広告物 2-7. 道路上に無許可で置かれているもの 
	2-4. 破損・老朽化しているもの 	2-8. 簡易設置されているもの 
		3-1. 公共性の高い機能を阻害しているもの 
		3-2. 案内誘導を有していないもの 
		3-3. 案内誘導の表示がわかりにくいもの 
		3-4. 案内誘導効用が混乱するもの 

図-1 現地調査より抽出された屋外広告物類型

2. 現地調査による屋外広告物の類型別数量の把握

図-1の結果に基づき、国道4号小山市大字間々田～大字神鳥谷、国道6号土浦市大字中貫～かすみがうら市下稲吉の2箇所についてそれぞれ4km間の屋外広告物の調査を行った。各類型の屋外広告物の実測数

量は図-2、3のとおりである。全体の屋外広告物の過半数以上が除却・改善の対象となる結果となっており、その中の約3分の2が道路の景観や機能を阻害している屋外広告物であった。類型別に特に数の多いものは、破損・老朽化しているものや、道路上に簡易設置されているものなど、現行法令等を軸に除却・改善が可能と思われるものや、過去の除却実績などを参考として現行法令等にやや踏み込んだ解釈を加えれば除却・改善が可能と思われるものが多いことも明らかとなった。

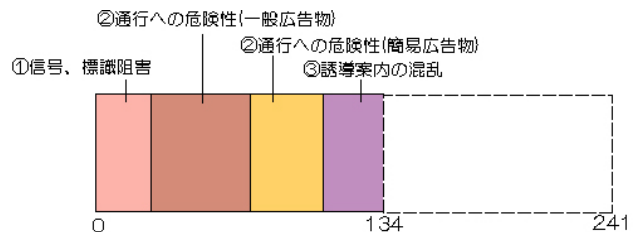


図-2 屋外広告物総数に対する課題箇所数

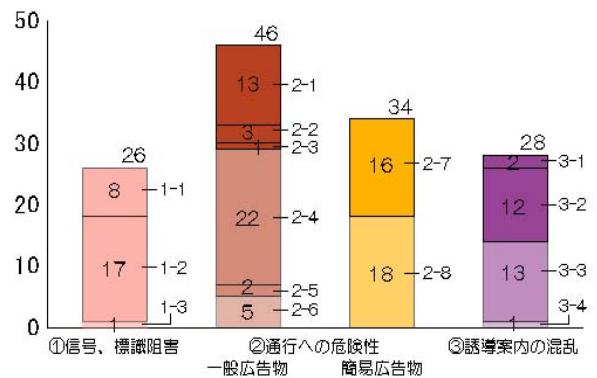


図-3 類型別課題箇所数 (図-1の類型を参照)

【成果の活用】

今後、本年度調査結果を踏まえて、検討が必要と考えられる項目の整理を行い、屋外広告物の除却・改善方策をさらなる具体化を行っていく。最終的には平成19年度までに、道路景観の評価指標と景観阻害要因の改善・撤去方策より、道路景観の評価制度の提案を行う。

# 後世に残す美しい国づくりのための評価・事業推進手法

Evaluation methods of road scenes and promotion methods for sustainable road scenes

(研究期間 平成 16～17 年度)

道路研究部 道路空間高度化研究室  
Road Department  
Advanced Road Design and Safety Division

室長 岡 邦彦  
Head Kunihiko Oka  
主任研究官 高宮 進  
Senior Researcher Susumu Takamiya

Infrastructure provision projects will include consideration of scenery in future. And concern for road scenes will also be considered in road projects. So it is important to summarize views and methods for forming fine road scenes and to improve roads along them. And it is also essential to summarize how to evaluate road scenes. In this study, examples of fine road scenes were surveyed and a document that summarized them was discussed.

## 【研究目的及び経緯】

「美しい国づくり政策大綱」の策定や「景観法」の公布を受け、今後は景観に配慮した社会資本整備が進められていくことになる。道路においても同様に、今後、景観面での配慮が図られることとなる。道路景観の形成のためには、その考え方や方法をまとめ、それに沿って道路景観を整備していくことが必要である。このため、平成 17 年 4 月に、道路分野における景観ガイドラインとして「道路デザイン指針(案)」がまとめられた。道路景観の形成・保全にあたっては、これと同時に、道路景観の善し悪しを評価し、改善に繋げていくことも必要と考えられる。

ここでは、道路事業担当者が道路デザイン指針(案)で示す道路景観形成の考え方等を理解しやすくなるよう、16 年度に引き続き、道路景観形成資料集について検討し素案をとりまとめた。

## 【研究内容】

16 年度は道路景観の事例を収集するとともに、道路景観形成資料集について概ねの構成を導いた。17 年度は、16 年度に作成したものを材料に、道路景観として着目すべき観点や、それら各観点を良くするための方法、事例などを再整理し、道路景観形成資料集の素案をとりまとめた。

### 1. 道路景観形成資料集のねらい

道路デザイン指針(案)には、道路景観形成のための基礎知識と考え方がまとめられている。道路景観形成資料集では、それらを受けて、事例写真やそれに対する解説・コメント等を用い、現場の道路事業担当者が道路景観形成に対する理解を一層深められることをねらいとした。また本資料単独でもガイドブックとし

ての機能を果たすことも、もう一つのねらいとした。これらにより、本資料集を通じて、より良い道路景観が創出されることを期待している。

### 2. 道路景観形成資料集素案の構成

道路景観形成資料集素案の目次構成を表-1 に示す。本資料集素案は、第 1 章と第 2 章という、大きく 2 つの観点から構成した。第 1 章では、道路デザイン指針(案)にも記されている 6 つの地域特性に対し、道路景観形成のための方法や事例、解説を示した。また第 2 章では、線形や横断構成、さらには土工、橋梁、歩道等、車道、道路附属施設などの道路構成要素それぞれや、それらのまとまりとしてみた場合の道路景観に

表-1 道路景観形成資料集素案の目次構成

<b>第 1 章 地域特性の観点からみた道路景観</b>
1-1 山間地域における道路景観
1-2 丘陵・高原地域における道路景観
1-3 水辺における道路景観
1-4 田園地域における道路景観
1-5 都市近郊地域における道路景観
1-6 市街地における道路景観
<b>第 2 章 道路線形、道路構成要素等と、それらのまとまりの観点からみた道路景観</b>
2-1 構想・計画段階に関わる道路景観 (細項目) 線形、横断構成、道路構造物
2-2 設計・施工段階に関わる道路景観 (細項目) アースデザイン、擁壁・のり面等、橋梁・高架橋等、オーバブリッジ、トンネル・掘割道路等、歩道等部、車道部、環境施設帯、交差点、インターチェンジ、休憩施設等、道路附属施設等、植栽・植生工、色彩
2-3 道路構成要素のまとまりに関わる道路景観

ついて、道路景観形成のための方法等を示した。

また、1-1などの各節では、一律に、表-2に示す構成とした。「観点」に関しては、道路事業担当者が理解しやすくなるよう、外部景観については「事業による外部景観への影響の軽減」という観点と「事業後の外部景観の回復を促す対処」という観点の2つに細分し、内部景観については「道路外の景観の取り込み」という観点と「道路空間内の景観の形成」という観点の2つに細分した。

### 3. 記載内容の例

以下に、「1-1 山間地域における道路景観」を例に、道路景観形成資料集素案の記載内容の具体例を示す。

道路景観として着目すべき観点と、それら各観点を良くするための方法には、以下のものが挙げられる。

#### 観点1：事業による外部景観への影響の軽減

(方法) 地形に沿わせた道路線形としたり、大規模な盛土や切土が発生するところでは橋梁、トンネルを用いるなどして、地形改変を最小化する。  
(方法) 盛土、切土は、ラウンディング、グレーディング等を施し、事業により地形を改変したことが認識されにくい工夫をする。

#### 観点2：事業後の外部景観の回復を促す対処

(方法) のり面は、地域の生物資源を内包する表土を活用し、自然の力を活用した回復を促す。

#### 観点3：道路外の景観の取り込み

(方法) 地域固有の特徴的な山岳等が道路正面に位置するようにするなど、印象的な景観が望めるよう道路線形を計画する。

(方法) 防護柵としてガードケーブルなどを用い、沿道に対する視線を遮ることなく、また沿道の景観が眺望できるようにする。

#### 観点4：道路空間内の景観の形成

(方法) 奇抜なデザインの道路附属施設等を設けることは避ける。

上記の観点、方法に基づく事例を写真-1、2に示す。

写真-1は、道路線形を地形に沿わせた事例であり、これによって地形改変を最小限に抑えている。この事例では、車両用防護柵としてガードケーブルを用いており、道路周辺の景観が認識しやすくなるよう配慮されている。写真-2は、道路正面に特徴的な山岳が位置するよう線形を考慮したものであり、これにより、道路利用者が地域固有の景観を認識し楽しめるようにしている。

#### [研究成果]

17年度の調査研究により、次の各点を得た。

- ① 道路デザイン指針(案)で示す道路景観形成の考え方が理解しやすくなるよう、道路景観形成資

表-2 各節の構成

観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路景観(外部景観、内部景観)を良くするために着目すべき観点を示す。</li> </ul>
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記各観点に対して、それら観点を良くするための方法を示す。</li> <li>例としては、外部景観を良いものとするために、線形を工夫して、地形改変を最小化することなどが挙げられる。</li> </ul>
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記方法を具体的に表した事例を、写真と解説により示す。</li> <li>各事例に対しては、必要に応じて、その方法により意図したことが実現できているかどうかといった評価についても、解説を加える。</li> </ul>

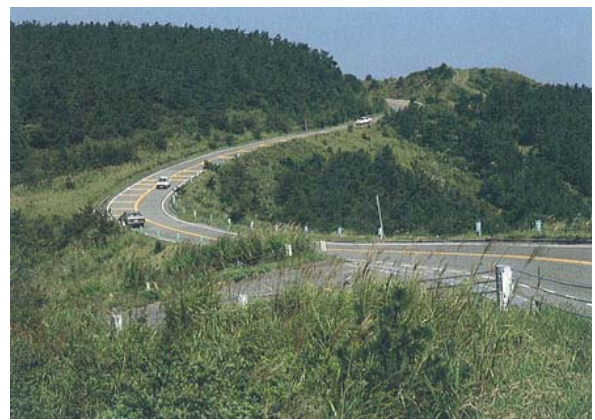


写真-1 道路線形を地形に沿わせた事例



写真-2 道路正面に特徴的な山岳を配した事例

料集の素案をとりまとめた。

- ② 資料集素案では、観点、方法、事例として各節の構成を整理し、わかりやすく、また理解が深まるよう工夫をした。

#### [成果の活用]

道路景観形成資料集素案は、国総研資料としてとりまとめを図り、道路事業を通じた道路景観形成に資する。

# 市民参画型道路景観形成

## Research on Road Scene Formation through Citizen Participation

(研究期間 平成 16～17 年度)

道路研究部 道路空間高度化研究室  
Road Department  
Advanced Road Design and Safety Division

室長  
Head  
主任研究官  
Senior Researcher  
交流研究員  
Guest Research Engineer

岡 邦彦  
Kunihiko Oka  
高宮 進  
Susumu Takamiya  
中野 圭祐  
Keisuke Nakano

It is important to make a consensus among citizens before road construction, and many kinds of consensus were built according to various kinds of road projects. However, there are not so many cases of consensus on road scene. In this study, the main point that should have been considered about a consensus making concerning road scene improvement was compiled, and a guideline was made.

### [研究目的及び経緯]

「景観法」の施行(2004.12)を受け、今後は景観に配慮した社会資本整備が進められることとなる。道路事業の実施に際しては、地域住民や市民等との合意形成を図ることが重要であり、これは道路景観の形成においても例外ではない。地域住民との合意形成はこれまでも各地で様々な取組みがなされており、合意形成に関する方法、ノウハウは整理されてきているが、道路景観形成の観点も含む合意形成については、未だ十分にまとめられていないと考えられる。

本研究は、今後の道路景観形成時の合意形成に資するべく、各地での調査結果をもとに合意形成時に配慮して取り組むべき観点を整理し、取りまとめるものである。

### [研究内容]

17年度は、16年度の調査結果をもとに、道路景観形成を伴う道路事業で合意形成に取り組む際に、特に配慮して取り組むべき内容やその考え方、具体的な取組み方法を整理し、これらを道路事業担当者が理解しやすいよう、「道路景観形成時における合意形成方法の手引き」としてとりまとめた。

#### 1. 道路景観形成時の合意形成方法の考え方の整理

道路景観形成を伴う場合の合意形成の特徴は、道路景観形成を伴わない場合に対して、道路景観の形成・保全に向けての意見交換や討議が加わる点である。そのため、道路景観形成時の合意形成では、次の3つの観点到配慮した取組みが必要である。

表-1 道路景観分野の専門家の役割

- 尊重すべき地域景観の見出し
- 地域景観を踏まえた道路景観の検討
- 道路景観の価値等の基本的な知識に関する説明
- 道路景観の案の市民への客観的な説明
- 市民意見の反映方法の検討

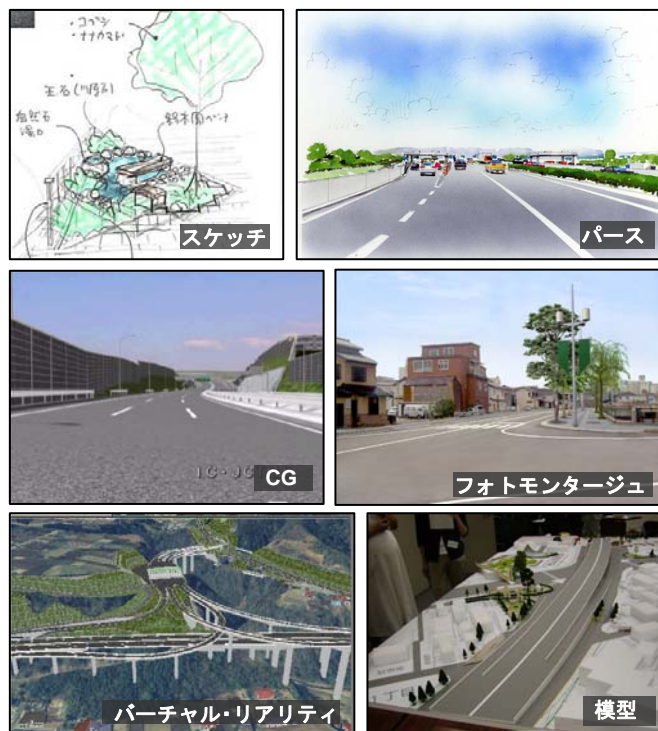


図-1 視覚化ツールの例

### (1) 道路景観の専門家の参画

道路景観の検討においては、各地域における既存の景観を踏まえた上で、道路景観のあり方や目標、それらを実現する具体的な対応等を検討する必要がある。そのため、合意形成に際して道路景観分野の専門家を参画させ、表-1 に示す役割を担ってもらうことが有効となる。また、道路景観の専門家の参画により、好ましい道路景観を検討することだけではなく、専門的知見を手助けに十分な意見交換・討議を行うことが重要である。

### (2) 視覚化ツールの活用

合意形成過程においては、道路管理者、市民、関係者による意見交換・討議を通じて道路景観の出来上がりイメージを固めていくことが繰り返される。このとき出来上がりイメージを共有することが必要であり、そのため視覚化ツールの活用が有効である。視覚化ツールの例を図-1 に示す。視覚化ツールの活用には、それぞれのツールが表現できる内容や緻密さ、また合意形成のための手法や討議内容に応じて、視覚化ツールを適切に選定する必要がある。

### (3) 道路景観保全に向けた基盤づくり

道路景観の形成・保全のためには、道路敷外の沿道建物等も含めた取り組みが必要であるが、これについては、道路管理者が直接的に対応を図れるものではなく、道路景観を形成し保全したいという沿道市民の意

表-2 手引きの目次構成

<b>第1章 本手引きの目的と構成</b>
1.1 本手引きの目的
1.2 本手引きの構成
1.3 本手引きの使い方
<b>第2章 道路景観形成時における合意形成に際しての基本的考え方</b>
2.1 合意形成で対応すべき観点と基本的考え方
○対応すべき3つの観点
1) 道路景観の専門家の参画
2) 視覚化ツールの活用
3) 道路景観保全に向けた基盤づくり
○観点毎の基本的考え方
2.2 基本的合意形成過程
○事業段階と合意形成との関係
○合意形成の基本ステップ
○合意形成のための手法 等
2.3 道路景観形成時の合意形成過程における対応
○設計・施工段階の合意形成過程各場面における対応（観点毎）
2.4 視覚化ツール
○視覚化ツールの種類、特徴、活用方法等
<b>第3章 道路景観形成時における合意形成過程の詳細</b>
3.1 設計・施工段階における合意形成過程
○合意形成過程における対応の具体
3.2 他事業段階における合意形成過程
○他事業段階での対応
<b>第4章 道路景観形成時における合意形成の事例</b>
4.1 事例1
4.2 事例2
4.3 事例3

識醸成がそのベースとして必要となってくる。そのため、市民との密接な協力のもとに合意形成を図り、道路への愛着を持てるようにすることや、沿道市民の意識醸成を図るための取り組み（道路景観の価値や重要性、保全活動の先進事例等の情報提供など）を進めることが考えられる。

### 2. 手引きの作成

道路事業等における合意形成の手法や基本的な進め方については、これまでも様々な形でまとめられており、合意形成の基本的な流れについては、道路景観形成を伴う場合と伴わない場合で異なるものではない。そのため、合意形成の手法や基本的な進め方については他の文献に譲ることとし、本手引きでは、道路景観形成を伴う道路事業の合意形成において、特に配慮して取り組むべき内容を中心に扱った。

手引きの目次構成を表-2 に示す。ここではまず、2.1 節で対応すべき3つの観点を示し、その背景や基本的考え方を解説した。これを受けて、2.3 節では、3つの対応すべき観点毎に、合意形成過程の各場面においてどう対応すべきかを示した。ここでは、道路管理者、市民、関係者間の意見交換等が最も多く取り込まれると考えられる設計・施工段階を中心にまとめた。第3章では、合意形成の一連の流れの中での取り組みを理解するため、前述の3つの観点に加え、道路事業での一般的な合意形成に関わる内容も含めて道路景観形成時における合意形成過程の詳細を述べた。第4章では、これらの内容を深くまた具体的に理解するため、個別にヒアリングしてまとめた事例を紹介した。なお、視覚化ツールについては、一般的な道路事業の合意形成に際しても出来上がりイメージを共有するにあたって有用であり、2.4 節に種類や特徴、活用方法を詳細にまとめた。

#### 【研究成果】

17年度の研究により、次の各点を得た。

- ① 各地の道路景観形成を伴う合意形成事例から、配慮して取り組むべき3つの観点を整理した。
- ② その成果をもとに「道路景観形成時における合意形成の手引き」を作成した。手引きでは、道路景観形成を伴う道路事業での合意形成において、特に配慮して取り組むべき点を中心に、その考え方や合意形成過程での具体的な取り組み、参考事例等を示した。

#### 【成果の活用】

道路景観形成時における合意形成の手引きについては、現場での適応性等の観点から精査し、道路事業の各現場に配布し、道路景観形成に資する。